

答申第1号

平成30年4月16日

中津川市長 青山節児 様

中津川市個人情報保護審査会

会長 後藤 武夫

市民アンケート調査に伴う、住民基本台帳情報の目的外利用について(答申)

平成30年4月12日付け中行管第3号諮問第1号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

## 記

### 1 審査会の意見

中津川市個人情報保護条例第7条第1項第4号の規定により、平成30年4月12日中行管第3号により諮問がありました、市民アンケート調査に伴う、住民基本台帳情報の目的外利用については、審議の結果、公益性があると判断する。ただし、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、中津川市個人情報保護条例第12条を厳守し、十分な措置を講ずることとし、また、無作為抽出の事務については、市の住民基本台帳担当課において行うものとする。

### 2 目的外利用に係る個人情報の項目

住民意向調査に必要な郵便番号、住所、氏名、ふりがな、性別、生年月日、世帯番号、地区名

### 3 個人情報を目的外利用することについて公益性があると認める理由

(1) 事業の実施機関は、中津川市個人情報保護条例(平成11年中津川市条例第17号)第2条第1号に規定する市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会(以下「市の機関」という。)である。

(2) 住民基本台帳法第11条では、国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のためには閲覧することができると規定されているが、業務の目的を市の機関が行う施策の企画・立案及び計画の策定等に関する住民意向調査に限定するため、利用目的については公益性が確保される。

(3) 市の機関は、中津川市個人情報保護条例第12条の規定により個人情報を

取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じることが義務付けられ、また中津川市セキュリティポリシーの規定により個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付することが義務付けられるため、目的外利用を行う業務に関して委託を行う場合にも個人情報の保護が図られる。

(4) 以上のことから、市の機関が住民基本台帳情報をアンケート調査に利用することに関しては、個人情報を取り扱う事務を委託等する場合に十分な措置を講じたうえであれば、有益かつ必要であると認めることができる。

#### 4 審査会の処理経過

年 月 日	経過
平成30年4月12日	諮問書受理
平成30年4月16日	実施機関の説明及び審議
平成30年4月16日	答申

#### 5 中津川市個人情報審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	後藤 武夫	弁護士
委 員	池田香代子	人権擁護委員
委 員	佐藤 千恵	中京学院大学経営学部非常勤講師